

その他必要な添付書類（県対象施設）

※以下の書類を提出してください。

1 営業活動を行っていることがわかる書類

次の(1)(2)の書類が必要となります。（(2)は該当事業者のみ）

(1) 営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可）

法人、個人ともに直近の確定申告書〔控え〕（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの）を提出してください。

※なお、税務署の受付印がない場合、これから税務署へ行っても受付印は受領できませんので、税務署に問合せを行うことは避けてください。

- ・税務署の受付印がない確定申告書〔控え〕しかない場合は、その確定申告書〔控え〕と、併せて直近の月末締め帳簿等営業実態がわかるものを提出してください。
- ・直近の確定申告書が1年以上前のものになってしまう場合は、その確定申告書〔控え〕と、併せて直近の月末締め帳簿等営業実態がわかるものを提出してください。
- ・設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（写し）及び直近の月末締め帳簿を提出してください。

(2) 営業に必要な許可等を取得している場合は、そのことがわかる書類（写し）

対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。

（例）風俗営業の許可、興行場の許可 等

2 休業の状況がわかる書類（写しで可）

（例）事業収入額を示した帳簿の写し、休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール 等

- ・休業する施設等の名称や休業の状況（休業期間等）がわかるものとしてください。

<施設の種類が「自動車教習所等」「集会・展示施設」「商業施設」の場合のみ以下の書類も必要です>

3 対象となる施設の面積がわかる書類（写しで可）

〔ホテル又は旅館については「集会の用に供する部分」の面積がわかる書類〕

（例）登記事項証明書、建築確認済証、賃貸借契約書 等